

「クーリング・オフ制度」

「突然の訪問販売で、不要なものを買ってしまった」
 「街で声をかけられて、断り切れずに契約してしまった」
 このような不意打ち性の高い取引に関しては、無条件で契約を解約できる「クーリング・オフ」という制度があります。一定の期間内にはがき、電子メールなどで通知します。販売方法、商品によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは相談室までお問い合わせください。



クーリング・オフの記載例（はがき）

おもて	うら
〒123-4567	通 知 書
□	次の契約を解除します。
〇〇市〇〇町〇〇番地	契約年月日 〇年〇月〇日
〇〇〇〇会社	商 品 名 〇〇〇〇
代表取締役	契約金額 〇〇〇円
様	販売会社 〇〇〇〇
	担当者氏名 〇〇〇〇
	支払った代金〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。
	〇年〇月〇日
	多摩市〇〇町〇〇番地
	氏名 〇〇〇〇

※クーリング・オフ＝意味「頭を冷やす」

特定商取引法による クーリング・オフ期間一覧表

取引内容	期間
訪問販売※1	8日間
訪問購入(押し買い)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供※2	8日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

※1 キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む

※2 語学教室、エステ、美容医療、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7業種、関連商品が対象

クーリング・オフをする時の注意点

- ① はがき等書面による方法
 - 書面は両面コピーをとり、特定記録郵便や簡易書留など、記録に残る方法で発送しましょう。
 - クレジット契約をした場合は、同時にクレジット会社にも発送しましょう。
- ② 電磁的方法
 - 電磁的方法の代表例としては、電子メール、事業者のウェブサイトに設けているクーリング・オフ専用フォームなどがあります。
 - 契約書面を確認し、クーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合は、それに従って通知をしてください。
 - クーリング・オフを行った電子メールを保存しておきましょう。
 - ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームで通知した場合には画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。